

「週休2日確保モデル工事」試行要領

令和7年3月27日

猪苗代町企画財務課

1 趣旨

この要領は、猪苗代町が試行する「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 月単位の週休2日

対象期間内における全ての月毎の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上（以下、「4週8休以上」という。）の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものと見なす。

(2) 通期の週休2日

対象期間内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 週休2日

「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 対象期間

「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

(5) 現場閉所

「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。

3 対象工事

この要領の対象となる工事は、社会的要請などの理由から週休2日の実施が困難な工事、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号または地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号に基づき随意契約する工事、工期が1か月未満の工事又は設計書を要しない簡易な工事を除く町発注の全ての工事とする。

ただし、本試行対象外工事であっても、町長が週休2日確保モデル工事の推進が必要と認める場合は対象工事とすることができるものとする。

また、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、本試行対象外工事であっても、受発注者協議の上で対象工事とすることができるものとする。

4 積算方法等

- (1) 週休2日の実施による工事費については、「福島県土木部週休2日等工事試行要領」（以下「県要領」という。）、「「週休2日等工事試行要領 第I編～第III編（土木工事、港湾漁港工事編）」の運用」（以下「県土木工事等運用」）及び「「週休2日等工事試行要領 第IV編～第VI編（建築関係工事編）」」（以下「県建築関係工事運用」）に基づき、積算を行うものとする。また、上記に準じない工事費については、国・県または関連団体等の基準に基づき、積算を行うものとする。
- (2) 発注者は、現場閉所の達成状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件に応じた設計変更を行うものとする。

5 発注方式

発注方式は発注者指定型とする。

6 受注者の取組み

- (1) 週休2日に取り組む場合、受注者は施工計画書に4週8休以上の工程表（任意様式）を添付し、監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。
- (3) 受注者は対象期間中、技術者等がやむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。
- (4) 受注者は毎月、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を作成し、監督員の確認を受ける。
- (5) 受注者は出来形数量の提出時や竣工書類の提出までに、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌等）を提示し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿等で報告する。
- (6) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (7) 建築関係工事については、県要領及び県建築関係工事運用に準じる。

7 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するようワンデーレスポンスを推進するなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。（ウィークリースタンスの推進）

8 対象工事の記載

この要領を適用する工事については、入札通知（随意契約の場合、見積通知）に「週休2日確保工事」である旨を記載するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、県要領、県土木工事等運用及び県建築関係工事運用に準じるほか、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

この要領は令和7年3月27日以降に起工する工事から適用する。